

# 労働安全衛生法に基づく健康診断のご案内

事業者は、労働安全衛生法第66条に基づき、労働者に対して、医師による健康診断を実施しなくてはなりません。当協会では、職場で働く労働者の安全と健康確保とともに、働きやすい職場環境の形成を目的として、健康診断実施機関と連携して労働安全衛生法で規定する各種健康診断を実施しています。この機会に当協会が行う健康診断に是非お申込み下さい。



## 1. 健康診断の種類とは？

健康診断には大きく分けて**一般健康診断**と**特殊健康診断**があります。

・**一般健康診断**は、労働者の雇入れ時に行う①**雇入れ時の健康診断**、1年以内ごとに行う②**定期健康診断（A 定期健康診断又は生活習慣病予防検診）**、その他、健康上有害な特定業務に従事する者及び深夜業に従事する者等に対する③**特定業務従事者の健康診断**があります。

### ①雇入れ時の健康診断

- ・対象者：新規雇入れ労働者
- ・時期、頻度：雇入れの直前、直後（3ヶ月以内の健診結果提出も可）
- ・健診項目：**図1**の通り
- ・料金：9,240円（消費税込み）

### ②A 定期健康診断（生活習慣病予防健診は**別紙1**のとおり）

- ・対象者：常時使用する労働者「1年以上使用する予定で、週の労働時間が正社員の4分の3以上（\*2分の1以上は努力義務）」
- ・時期、頻度：1年以内ごとに1回
- ・健診項目：**図1**のとおり
- ・料金：9,240円（消費税込み）

### ③特定業務従事者の健康診断

- ・対象者：**図2**のとおり
- ・時期、頻度：6ヶ月以内ごとに1回
- ・健診項目：**図1**のとおり
- ・料金：1回目 9,240円（消費税込み） 2回目 7,700円（消費税込み）  
（\*2回目は胸部エックス線検査無し）

## 図 1

### ①雇い入れ時の健康診断②A 定期健康診断③特定業務従事者の健康診断の 健診項目（いずれも健診項目は同じ）

- 1 既往歴及び業務歴の調査
- 2 自覚症状及び他覚症状の有無の検査
- 3 身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査
- 4 胸部エックス線検査
- 5 血圧の測定
- 6 貧血検査（血色素量及び赤血球数）
- 7 肝機能検査（GOT、GPT、 $\Gamma$ -GPT）
- 8 血中脂質検査（LDL コレステロール、HDL コレステロール、  
血清トリグリセライド）
- 9 血糖検査
- 10 尿検査（尿中の糖及び蛋白の有無の検査）
- 11 心電図検査

## 図 2

### ③特定業務従事者の健康診断の対象者

- イ 多量の高熱物体を取り扱う業務及び著しく暑熱な場所における業務
- ロ 多量の低温物体を取り扱う業務及び著しく寒冷な場所における業務
- ハ ラジウム放射線、エックス線、その他の有害放射線にさらされる業務
- ニ 土石、獣毛等のじんあい又は粉末を著しく飛散する場所における業務
- ホ 異常気圧下における業務
- ヘ さく岩機、鋳打機等の使用によって、身体に著しい振動を与える作業
- ト 重量物の取り扱い等重激な業務
- チ ボイラー製造等強烈な騒音を発する場所における業務
- リ 坑内における業務
- ヌ 深夜業を含む業務
- ル 水銀、砒素、黄りん、弗化水素酸、塩酸、硝酸、硫酸、青酸、か性アルカリ、石炭酸その他これらに準ずる有害物を取り扱う業務
- ヲ 鉛、水銀、クロム、砒素、黄りん、弗化水素、塩素、塩酸、硝酸、亜硫酸、硫酸、一酸化炭素、二硫化炭素、青酸、ベンゼン、アニリンその他これらに準ずる有害物のガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務
- ワ 病原体によって汚染のおそれが著しい業務
- カ その他厚生労働大臣が定める業務

- ・**特殊健康診断**は、法定の有害業務に従事する労働者が受ける健康診断です。
  - \* 詳細については、特殊健康診断の対象有機溶剤と特定化学物質(**別紙 2**)  
ご参照下さい。

## 2. 健康診断実施後の措置とは？

事業場の規模にかかわらず、健康診断の結果、異常所見が発見された場合は、事業主は医師等の意見を聴取し、就業上必要な措置を講じなければなりません。  
(安衛法第66条の4、安衛則第51条の2)

- \* 定期健康診断で実施される医師による「診察」とは別に意見聴取が必要となります。

健康診断の結果は、やりっぱなしにせず、地域産業保健センターの「無料意見聴取サービス」(**別紙 3**)を利用して、又は事業者が個別に医師等において意見聴取をし、就業上必要な措置を行い、働く人が健康で働きやすい職場づくりにお役立てください。産業医の選任義務のない50人未満の事業場の場合には「小規模事業場が集団で産業医を選任する」等も効果的です。

健康診断実施後の事業者が行う措置については、当協会も相談に応じていますので、お気軽に本部又は支部にご相談下さい。

## 3. オプション検査ってなに？

定期健康診断は基本的な項目についてのみ行われます。日頃気になっている部分や健診適齢期を感じている方には、オプション検査を追加することをお勧めします。

- \* 詳細は**別紙 4**をご参照下さい。

(オプション検査は事前申し込みが必要となっており、支払いは全て銀行振込になります。)

## 4. 申込の流れ

**別紙 5、6、7**をご参照下さい。